

2021年2月吉日

東京ドームグループ
自主事業教室会員各位

文京区スポーツ施設 指定管理者
東京ドームグループ・ミズノ共同事業体
株式会社 東京ドームスポーツ

自主事業教室「休会制度（有料）」のご案内

日頃より「文京スポーツ施設 東京ドームグループ自主事業教室」をご利用いただきまして誠に有難うございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解、ご協力いただき御礼申し上げます。

この度、当スクールの休会に関しまして2021年4月期より制度を一部変更させていただき運びとなりました。

2009年より受験生の休会措置として1年間に3か月までの休会（無料）を続けて参りましたが近年の休会理由の多様化に加え、昨今の社会情勢を鑑み、以下の通り変更いたします。

今後も会員の皆様が安全に楽しく通って下さいますようスタッフ一同努力する所存でございます。会員の皆様におかれましては何卒ご理解賜りますよう、また引き続き自主事業教室をご愛顧下さいますようお願い申し上げます。

記

【休会】

1. 手続き締切日：前月末日

例：5月より休会を希望する場合 → 4月30日までの手続きが必要です
※施設休館日にご注意ください

2. 休会費：1か月につき 1,500円（税込1,650円）

※消費税に係る法律が改正された場合は改正後を適用します

3. 年間休会所得数：限度なし

- ① 休会期間終了月には、必ず翌月分の月会費をお納めください
- ② 休会費および月会費が3か月間滞納された場合には規約退会となります

4. 休会期間：最長3か月間まで

- ① 最長3か月間まで、1回の届出で受理いたします。
- ② 継続して4か月目以降も休会延長の場合には、再度お手続き（届出と休会費納付）が必要です

その他

お電話での受付はいたしかねますので、必ず会員証をご持参の上、施設受付にてお手続きをお願いいたします。

以上